

# 基山町農業委員会会議録

令和元年7月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名

欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

- |        |                                 |    |
|--------|---------------------------------|----|
| 第19号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請                | 1件 |
| 第20号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出             | 2件 |
| 第21号議案 | 空家に付随した農地指定申請について               | 1件 |
| 報告第19号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告         | 1件 |
| その他(1) | 農業振興地域整備計画の変更について               | 3件 |
| その他(2) | 基山町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について |    |
| その他(3) | 非農地通知申出書について                    |    |

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和元年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第19号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第19号議案1番朗読

譲受人との耕作地の整備をされるために農地を購入し、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が6,118㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区山下川沿い新八並橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

2番委員

圃場の整備のため農地を購入されます。問題ないと思われま。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第19号議案1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第19号議案1番については、全員一致で許可します。

次に、第20号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第20号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、1区の三ヶ敷集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人は農業用機械もあり手広く農業をされていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第20号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、3区寿町集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 9 番委員

借受人は手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 20 号議案 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 20 号議案 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 21 号議案空家に付随した農地指定申請があったので指定の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第 21 号議案 1 番朗読

この件につきましては、基山町空家に付随した農地の別段面積取扱要綱第 5 条の規定に基づき申請がありました。場所は、6 区老松宮の北東側にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 7 番委員

空家は昨年まで借家として貸していましたが、この度処分されるということで空家に付随した農地として申請をされています。問題ないと思われま

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 21 号議案につきましては指定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 21 号議案は、全員一致で決定します。

次に、報告第 19 号議案農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第19号

この件につきましては、相続により農地を取得されましたので、農地法第3条の3第1項の規定による届出が出されました。令和元年6月21日に受理通知書を送付しております。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第19号については終わります。次にその他(1)農業振興整備計画の変更申し出について事務局から説明をお願いします。また、5番委員に関する案件となりますので、5番委員は審議の途中ですが、退室をお願いします。

## 5番委員退室

## 事務局 その他(1) 1番説明

この件につきましては、作業用通路の拡張のため、当該農地の一部121㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は才の上集落付近の圃場です。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 宮浦推進委員

圃場付近にある道路の拡張のため農振農用地域から除外されます。問題ないと思われます。

## 8番委員

道路にされる場合は町に寄付されますか。

## 事務局

農振除外後、農地転用の申請がありましたら受付時に確認したいと思います。

## 議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他(1)2番について事務局から説明をお願いします。

## 5 番委員入室

### 事務局 その他（1）2 番説明

この件につきましては、資材置場の建設のため、当該農地の一部728㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、株式会社平山組南側の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 9 番委員

資材置場にされる予定です。

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（1）3 番について事務局から説明をお願いします。

### 事務局 その他（1）3 番説明

この件につきましては、駐車場建設のため、当該農地の484㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。場所は、さかい胃腸内視鏡科クリニックの東側の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 7 番委員

駐車場にされる予定ですが、隣接する圃場の水路については許可が必要だと思います。

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら水路について一言付け加え「変更はやむを得ない」ということで町へ提出します。

次にその他（2）基山町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 その他（２）説明

基山町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正しております。

平成24年9月4日に基山町農地パトロール（利用状況調査）実施要領が作成されています。今回、一部改正では第2条農地パトロール月間を10月～11月としていましたが8月頃に変更しています。次に第3条（実施の対象及び内容）については、「農業利用最適化推進委員、地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得る」を追加しています。また、実施に当たっては（1）遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握（荒廃農地調査を含む）、（7）営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認を追加しています。第6条（調査結果の整理簿等）については、「農地法第30条」を「農地法第32条」に変更、「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果、（経過）を農地台帳に記載する」を追加、「農地法32条の規定により」を「農地法第36条の規定により」に変更しました。

また、「非農地通知」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理し、「農地台帳から削除する」に変更します。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。ないようでしたら、それでは、その他（2）については、終わります。次に、その他（3）非農地通知申出書について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 その他（３）説明

農地法の規定に基づき、農地の「利用状況調査」を実施しています。その中で、農地として再生が不可能と判断された場合「非農地通知申出書」を地権者に通知しますので「非農地通知申出書」を農業委員会あてに提出して頂きます。提出がない場合は引き続き「農地」として取り扱いますので、適正な管理をお願いしたいと思います。非農地通知申出書の発出について、検討をお願いします。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか、ないようでしたら、その他（3）については、終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年7月2日

署名人

議 長

委 員

委 員